

令和2年3月26日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

新学期の区立幼稚園・区立小中学校の授業等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした全国的な取組みの一環として、区立小中学校を臨時休業といたしました。区教育委員会では、新学期の対応について検討を重ねてまいりましたが、3月25日の東京都における感染者数の増加の発表などを踏まえ、入園式・入学式・始業式については、下記のとおり実施させていただくことを決定し、一方、授業等の再開については、今しばらく状況を見守ることといたしました。

保護者の皆さまには、多大なご負担やご心配をおかけしておりますが。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については予断を許さない状況が続いています。保護者の皆さまには、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 区立幼稚園の入園式及び区立小中学校の入学式について

参加者を制限するなど一定の感染症予防対策を講じたうえで、予定の日程により実施します。なお、新入生の保護者の方には、区ホームページや学校ホームページ等でお知らせするほか、式典の案内状を郵送により送付します。

2 始業式について

(1) 区立小中学校の始業式は、令和2年4月6日（月）に、校庭又は校内放送を用いて教室において実施いたします。

(2) 区立幼稚園の始業式は、令和2年4月10日（金）に実施いたします。

3 新学期における授業等の再開について

新学期における授業等の再開については、引き続き検討させていただき、緊急連絡メールや学校ホームページ等を通じて改めてご案内いたします。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のお願い

新型コロナウイルス感染症は、依然として予断を許さない状況にあります。

保護者の皆さまには、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 学校への登校について

当面の間、毎朝、ご家庭で「検温」と「風邪症状」の確認をお願いします。

発熱など風邪の症状が見られる場合は、学校は休ませ、自宅で休養させてください。

【重症化するリスクが高いお子さんについて】

医療的ケアが日常的に必要な方のうち、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用されている場合は、重症化リスクが高いとされています。医療的ケアが日常的に必要なお子さんについては、主治医の先生や学校医、医療的ケア指導医に、学校への登校についてあらかじめご相談いただき、その結果を学校に情報提供いただくようお願いいたします。

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のあるお子さんや、透析を受けているお子さん、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているお子さんは、重症化のリスクが高いとされています。主治医の先生や学校医に、学校への登校についてあらかじめご相談いただき、その結果を学校に情報提供いただくようお願いいたします。

(2) 感染症の拡大防止に向けた協力のお願い

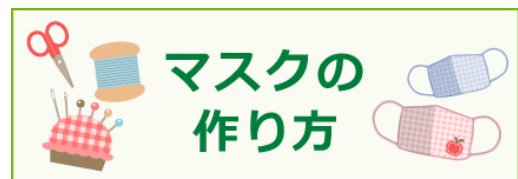
① お子さんに、手洗い・咳エチケットをご指導ください。



(出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

② 飛沫を飛ばさないという観点から、お子さんに、マスクの着用についてご指導ください。なお、現在、マスクの流通が少なくなっている状況を踏まえ、手作りマスクの作成などもご検討いただければと思います。

(手作りマスクの作成方法については、「子どもの学び応援サイト」等を参考としてください)



(出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>))

③ 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの要素が重なることが集団感染のリスクを高めるとされています。これらの状況を避けるため、お子さんに「人混みには可能な限り行かないこと」などをご指導ください。

④ 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事が免疫力を高めます。お子さんの抵抗力を高めるためにもご協力をお願いします。

(3) 海外へ行かれた場合・これから行かれる場合について

次のいずれかに該当する場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていただき、健康状態に問題がない場合に限り登校が可能となります。

① 帰国した日から起算して14日以内に「検疫強化対象地域」の滞在歴がある場合

② 帰国した日から起算して14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」の滞在歴がある場合

※ 滞在した日の時点で検疫強化対象地域等となっていない場合は、この基準は適用されません。

※ 検疫強化対象地域等については、状況に応じて更新されます。

(4) スクールカウンセラー

心が不安定になるなど、お子さんに心配なことがありましたら、学校のスクールカウンセラーにお気軽にご相談ください。

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症に感染していることや、濃厚接触者となっていること、感染が拡大している地域に住んでいたたり滞在していたことなどを理由に、差別をしたり、偏見の目で見たり、悪口を言ったり、仲間はずれにしたり、SNSで相手を傷つけるようなことを発信したりすることのないよう、保護者の方は、このような行為が断じて許されない行為であることをお子さんとあらかじめよく話をしていただき、しっかりとご指導いただくようお願いいたします。

※ (1)～(3)の詳細については、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をご覧ください。

【問い合わせ先】

各学校・園	副校長・副園長	
幼稚園	幼児教育・保育推進担当課	5 4 3 2－2 7 1 4
小・中学校	教育指導課	5 4 3 2－2 7 0 3